

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足立区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

保健衛生システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として、業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

東京都足立区長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、定期・臨時接種対象者またはその保護者に対して、接種勧奨通知・予診票等を個別に送付し、個別接種履歴の管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、健康被害救済の医療費・医療手当請求等や定期・臨時接種状況情報の照会の事務に使用している。
③システムの名称	1 保健衛生システム 2 中間サーバー・プラットフォーム 3 共通機能(団体内統合宛名機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表14の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	衛生部 保健予防課
②所属長の役職名	衛生部 保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	足立区政策経営部区政情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	足立区 衛生部 保健予防課 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 電話:03-3880-5094
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>○予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、基本的に接種対象月の前月に足立区に住居登録されているものを抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された通知は各郵便局支店ごとに分類・梱包し、郵便局に持ち込む。</p> <p>○予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種予診票を月に1度まとめて取得（足立区以外の特別区内医療機関で実施した予防接種予診票は、各区より年2回取得）し、パンチ事業者に委託し、予診票に記載されている接種記録情報等のデータ化を行う。 データ化したファイルは保健衛生システムに登録する。 予防接種を受けた者から、予防接種履歴の開示を求められたときは、これを開示する。</p> <p>○予防接種予診票の発行 本人（法定代理人）からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。</p> <p>○予防接種依頼書の発行 本人（法定代理人）からの申請に基づき、足立区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。</p> <p>○予防接種英文証明書の発行 本人（法定代理人）からの申請に基づき、保健衛生システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要な英文の予防接種証明書を発行する。</p> <p>○予防接種動奨はがきの送付 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、特に必要とされる予防接種について接種動奨はがきを送付し、未接種者に対し接種の動奨を行う。</p> <p>○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障がい又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。</p> <p>○国・都等への事業報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他国または都から指示された事項について報告を行う。</p> <p>○番号法の別表第二に基づいて足立区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>・予防接種法に基づき、定期・臨時接種対象者またはその保護者に対して、接種動奨通知・予診票等を個別に送付し、個別接種履歴の管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、健康被害救済の医療費・医療手当請求等や定期・臨時接種状況情報の照会の事務に使用している。</p>	事前	
令和6年11月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1 保健衛生システム 2 中間サーバー・プラットフォーム 3 情報連携プラットフォーム 4 ワクチン接種記録システム（VRS） 5 サービスクラウド・電子申請機能</p>	<p>1 保健衛生システム 2 中間サーバー・プラットフォーム 3 共通機能（団体内統合宛先機能）</p>	事前	
令和6年11月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務】 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）</p>	事前	
令和6年11月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>【情報照会にかかる法令根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の16の2項関係：第12条の2（予防接種関係情報） 別表第二の17項関係：第12条の3（医療保険給付支給関係情報） 別表第二の18項関係：第13条（地方税・住民票関係情報） 別表第二の19項関係：第13条の2（特別児童扶養手当等関係情報）</p> <p>【情報提供にかかる法令根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、16の3 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の16の2項関係：第12条の2（予防接種関係情報） 別表第二の16の3項関係：第12条の2の2（予防接種関係情報）</p>	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） 別表14の項	事前	
令和6年11月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課	衛生部 保健予防課	事後	
令和6年11月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	衛生部 保健予防課長	事後	
令和6年11月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	足立区 衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課 電話：03-3880-5449	足立区 衛生部 保健予防課 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 電話：03-3880-5094	事後	
令和6年11月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足立区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

保健衛生システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として、業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

東京都足立区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種事務								
②事務の内容 ※	<p>○予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、基本的に接種対象月の前月に足立区に住民登録されているものを抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された通知は各郵便局支店ごとに分類・梱包し、郵便局に持ち込む。</p> <p>○予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種予診票を月に1度まとめて取得(足立区以外の特別区内医療機関で実施した予防接種予診票は、各区より年2回取得)し、パンチ事業者に委託し、予診票に記載されている接種記録情報等のデータ化を行う。データ化した接種情報等は保健衛生システムに登録する。予防接種を受けた者から、予防接種履歴の開示を求められたときは、これを開示する。</p> <p>○予防接種予診票の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。</p> <p>○予防接種依頼書の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、足立区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。</p> <p>○予防接種英文証明書の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、保健衛生システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要な英文の予防接種証明書を発行する。</p> <p>○予防接種勸奨はがきの送付 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、特に必要とされる予防接種について接種勸奨はがきを送付し、未接種者に対し接種の勸奨を行う。</p> <p>○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障がい又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。</p> <p>○国・都等への事業報告 関係法令に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。 その他国または都から指示された事項について報告を行う。</p> <p>○他自治体への照会・提供 情報提供ネットワークシステムを通じ、他自治体に対して接種記録の照会・提供を行う。</p>								
③対象人数	[30万人以上] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
＜選択肢＞									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

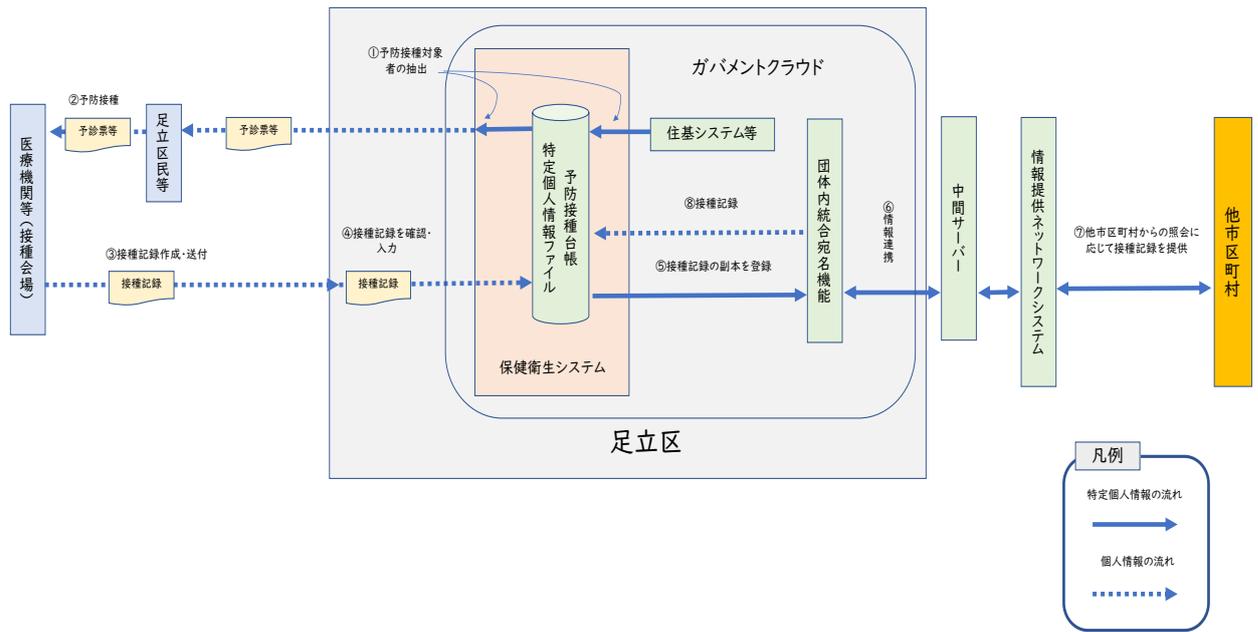
①システムの名称	保健衛生システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者抽出機能: 予防接種対象者を抽出する。 ・予防接種入力機能: 個人の予防接種の情報を入力する。 ・予防接種情報取込: 予防接種のパンチデータを取込する。 ・予防接種照会: 接種別や全接種の履歴を照会する。 ・予診票出力: 転入者等の予診票を印刷する。 ・接種履歴票出力: 個人の予防接種の接種履歴を印刷する。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム								
②システムの機能	<p>※中間サーバー・プラットフォームは、地方公共団体情報システム機構（JLIS）が整備するハードウェアと、国（総務省）が整備する中間サーバー・ソフトウェアから成る。以降の説明において、とくに明記していない場合は、「中間サーバー・プラットフォーム」は中間サーバー・ソフトウェアを含んで機能するシステムを表す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、共通機能（団体内統合宛名機能）及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他（	）
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他（	）								
システム3									
①システムの名称	共通機能（団体内統合宛名機能）								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 団体内統合宛名（利用）管理機能 足立区における個人を識別するための団体内統合宛名（利用）番号と事務の管理を行う。 ・団体内統合宛名（利用）番号の符号管理 2. 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・文字コード変換機能 ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイルの登録 ・符号の取得要求 ・中間サーバーからの4情報照会への応答 ・自動応答不可・不開示フラグの中継 								

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 介護保険システム、福祉総合システム、住民記録システム、保健衛生システム、国保・後期・年金システム、貸付(福祉育英資金)システム、生活保護システム
システム4	
システム5	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを活用することにより、対象者の接種履歴等を迅速に把握することができ、適切な情報管理をすることができるため。
②実現が期待されるメリット	対象者の接種履歴等を適切に管理することで、未接種者の情報を迅速に把握できる。この際、接種率が悪ければ、当該データを用いて接種勧奨を行うことも可能となり、接種率向上を図ることが可能となる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表14の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	衛生部 保健予防課
②所属長の役職名	衛生部 保健予防課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

予防接種事務では①～④の流れで予防接種台帳に登録記録が登録され、⑤～⑧の流れで他市区町村に接種記録が提供・取得します。



(備考)

- ① 予防接種対象者の抽出
 - ・ 住基システム等から住民情報や生活保護、障害等の情報を取得し、予防接種対象者を抽出
- ② 予防接種
 - ・ 区は予防接種対象者へ予診票等を送付
 - ・ 区民は契約医療機関へ予診票等を持参し、予防接種を受ける
- ③ 接種記録の作成・送付
 - ・ 予防接種を実施した契約医療機関は、予診票等を区へ提出
- ④ 接種記録を確認・入力
 - ・ 区は契約医療機関から提出された予診票等を確認・入力し、接種記録を登録
- ⑤ 接種記録の副本を登録
 - ・ 予防接種記録情報の送信
- ⑥ 情報連携
 - ・ 中間サーバー経由で各種情報の連携
- ⑦ 他市区町村からの照会に応じて接種記録を提供
- ⑧ 接種記録
 - ・ 他市町村へ照会した情報の取得

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく接種対象者
その必要性	対象者の接種履歴等を適切に管理することで、未接種者の情報を迅速に把握できる。この際、接種率が悪ければ、当該データを用いて接種勧奨を行うことも可能となり、接種率向上を図ることが可能となる。 <共通機能(団体内統合宛名機能)> 保健衛生システム及び中間サーバーとの連携を行うため、特定個人情報ファイルにおいて、接種者の情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<個人番号、その他識別情報> 対象者を正確に特定するために保有する。 <4情報、その他住民票関係情報> 対象者の接種日時点の年齢、居住地等を把握するために保有する。 <健康・医療関係情報> 接種した予防接種の種類、ワクチン名、LotNo等を把握するために保有する。 <障害者福祉関係情報、及び生活保護・社会福祉関係情報> 接種の対象者等を正確に把握するために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センター、東部保健センター

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (住民関係情報、障害者福祉関係情報及び生活保護・社会福祉関係情報を担当課から情報システム課経由) で入手 <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()							
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民関係情報については、住民記録システムとのバッチ処理により日時連携している。 ・生活保護情報、中国帰国者支援受給者データ情報及び障害者情報については、年2回担当課に対して作業依頼書を提出することでデータを取得する。 ・医療機関で実施した予防接種に関する記録を月1回医療機関より取得する。 ・給付に関する申請情報(障害年金、医療費・医療手当)は申請の都度取得する。 ・足立区外での接種記録が必要となった際には、他の自治体から聴聞等で接種記録を取得する。 							
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民関係情報については、適正に予防接種情報を管理するために日時で連携している。 ・生活保護情報、中国帰国者支援受給者データ情報及び障害者情報については、高齢者肺炎球菌予防接種事業、新型コロナワクチン予防接種事業および高齢者インフルエンザ予防接種事業において対象者抽出等を行ううえで必要なため、年2回取得している。 ・予防接種に関する記録は予防接種法施行規則第3条に基づき、記録の作成、保管を行っている。 ・給付に関する申請情報は予防接種法施行規則第10条及び同第11条に基づいて入手する。 							
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体から入手する場合： 番号法第19条第8号に基づき、法定事務として本人に明示することなく入手している。 ・健康被害の認定に係る給付申請の場合： 申請する際は予防接種法施行規則第10条及び同第11条に基づき、法定事務として本人に明示することなく入手している。 							
⑥使用目的 ※	情報提供ネットワークシステムにて他自治体に提供及び照会する際に、正確に対象者を特定するために特定個人情報を使用する。							
	変更の妥当性							
⑦使用の主体	使用部署 ※ 保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センター、東部保健センター							
	使用者数 [50人以上100人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							

⑧使用方法 ※	<p><予防接種事務全般> I 対象者抽出事務:対象者の年齢要件などから、該当する予防接種の種類及び対象者を抽出する。 II 予防接種管理事務:個人の予防接種の接種情報を入力する。 III 予防接種情報取込: 予防接種の接種情報(パンチデータ)を取込する。 IV 予防接種照会事務:住民からの問い合わせなど、接種別や全接種の履歴を照会し、回答する。 V 転入者処理:転入者があった場合、対象者の年齢要件、過去の接種歴などから該当する予防接種の予診票を印刷する。</p>	
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・4情報を確認して、対象となる予防接種内容を決める。【上記Ⅰ】 ・4情報を確認して、接種済み対象者の情報とシステム上のその他内部番号と突合し、予防接種の接種有無を管理する。【上記Ⅱ、Ⅲ】 ・区民からの問い合わせ時、4情報や住民票関係情報と突合し、接種別や全接種の履歴を照会し、回答する。【上記Ⅳ】 ・住民票関係情報と突合して、転入者の把握、対象者の年齢要件などから該当する予防接種の予診票を印刷する。【上記Ⅴ】
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・接種券、予診票等の発行 ・各種接種済証明書の発行
⑨使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (<input type="checkbox"/>) 件	
委託事項1	保健衛生システム運用管理業務	
①委託内容	保健衛生システムの運用管理、バッチ処理、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体	
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	メンテナンス作業、障害復旧作業及び改修作業については、全体を取扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (受託者の社内アクセスルーム端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする)	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	

⑥委託先名		日本コンピューター株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2～5			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない		
提供先1	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(別表14の1の項)		
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。		
③提供する情報	予防接種に関する記録		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度		
提供先2～5			
提供先2	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(別表14の1の項)		
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。		
③提供する情報	予防接種に関する記録		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度		

<p>③消去方法</p>	<p><足立区における措置> ・届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
<p>7. 備考</p>	
<p>—</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<識別情報・連絡先等情報>

整理番号、個人番号、履歴番号、カナ氏名、漢字氏名、本名カナ氏名、本名漢字氏名、通称カナ氏名、通称漢字氏名、漢字併記カナ氏名、生年月日、性別、町番号、番地、枝番、小枝、郵便番号、住所、方書、小学校区、中学校区、続柄、世帯番号、世帯主カナ氏名、世帯主漢字氏名、住登外区分、住民でなくなった日、最新異動区分、最新異動日、最新異動届出日、住民異動区分、住民異動日、取消区分、転入前住所、転入前方書、転出後住所、転出後方書、電話番号、FAX番号、携帯番号、

<健康・医療関係情報> ※予防接種情報

接種名称区分、期回数区分、履歴番号、年度、事業予定連番、接種日、会場区分、会場区分その他、接種種別区分、登録日、接種医療機関番号、接種医療機関番号その他、接種区分、接種量、接種医、予診医、ワクチンメーカー、Lot番号、印刷区分、印刷日、発送日、予診理由区分、接種補足区分、予診票再発行フラグ、予診票再発行枚数、予診票再発行日、依頼書印刷区分、依頼書印刷日、証明書印刷区分、証明書印刷日、予診医医療機関番号、備考、予診番号、登録支所区分、抽出日、印刷連番、予診票番号、依頼書発行元、依頼書受付日、依頼番号、実施報告書印刷日、請求年月、経過措置、予診票発行部署、備考

<障害者福祉関係情報>

・身体障害者の等級及び認定された障害名称

<生活保護・社会福祉関係情報>

・生活保護、中国帰国者支援受給者の有無区分

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	足立区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、既存住記システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・対象事務で必要な情報以外を参照できないようにする。 ・組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照等できないようにしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手については、入退室管理をしているガバメントクラウド上のサーバ間通信に限定することで、安全を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	—
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人情報は庁内連携システムから連携され、基本4情報や予防接種情報と自動的に関連付けて登録される仕組みを取ることで真正性を確保している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	足立区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、区住記システムに入力した情報を、庁内連携システムで取得する方法により正確性を確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 紙文書により特定個人情報を取得した場合、システムへの入力等事務処理が完了後に鍵のかかる書庫あるいはキャビネット等に保管している。 【システム】 足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手は、入退室管理をしているガバメントクラウド上のサーバ間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用							
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 共通機能(団体内統合宛名機能)は、番号法別表および関係主務省令に定められた事務を担当する部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みである。また、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとなっており、当該事務にて必要な情報との紐付けは物理的に不可能である。 共通機能(団体内統合宛名機能)へは、権限のない者の接続は認めない。 						
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 区民情報系基盤システムより入手する情報項目は、足立区情報公開・個人情報審議会の承認を得た情報項目(事務に必要なもの)のみに限定しており、事務に必要な情報との紐付けはできないよう設計している。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない		
<選択肢>							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生システムの利用の際には、二要素認証を必要としているため、ログイン権限のない者は保健衛生システムを使用できない。また、保健衛生システム内の各機能の利用権限は、ログインIDに対して付与しているため、権限のない者は当該業務を行うことができない。 						
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない		
<選択肢>							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初に、システムの各機能を利用する職員のIDや二要素認証カードの新規発行、更新、削除を行う。 年度当初以外の時期に異動が生じた場合は、都度、追加・削除を行う。 						
アクセス権限の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない		
<選択肢>							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ID及び権限設定については、システム管理者のみが操作できる仕組みとしている。 						
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 記録を残している</td> <td style="text-align: center;">2) 記録を残していない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 記録を残している	2) 記録を残していない		
<選択肢>							
1) 記録を残している	2) 記録を残していない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システム内で特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> アクセスログを残しておくことで、事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 委託業者(再委託業者を含む。)に従業者に対するセキュリティ教育を義務付けている。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 端末は、原則、外部媒体を使用することができない仕組みとなっている。ただし、許可された端末のみ外部媒体を使用することができる。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
—							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託仕様書に「個人情報に係る契約約款別紙」、「個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施について」及び「特定個人情報の安全管理措置に関する特記事項」について遵守することと記載しており、その実施状況を検査し報告することを受託者に課している。 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限等の設定をIDごとに行い、システム上で操作を制限する。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧／更新権限の設定をIDごとに行い、システム上で操作を制限する。 システム内で特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 制限していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> システム内で特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約書にて委託事業者から第三者へ個人情報を提供することを禁止している。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約書内にてルールを明確化している。
特定個人情報の消去ルール	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約書にて委託事業者から第三者へ個人情報を提供することを禁止している。 契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 機密保持契約として以下を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・厳重な保管 ・第三者への提供、開示、漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還、廃棄、消去 ・セキュリティ事故発生時の報告 ・安全管理体制の報告、資料提出 ・再委託に係る規定 ・公表措置及び損害賠償義務に係る規定
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 制限していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の照会が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・中間サーバーへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・中間サーバーへの処理要求のログや認証ログなどから、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。 ・操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。 ・特定個人情報の照会が認められている事務であることを確認した上で、情報提供ネットワークシステムとの接続を許可する。 ・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、職員および関係者への周知を実施する。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><保健衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームと庁内連携システム、衛生システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク、サーバー間通信及びガバメントクラウドとの専用線接続に限定されるため、安全が確保されている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・ソフトウェアは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><保健衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会にあたっては、中間サーバー・プラットフォームから入手した特定個人情報が庁内連携システム、保健衛生システムへの登録の際に誤った状態で登録されないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手にあたって特定個人情報が不正確となることはない。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・ソフトウェアは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4： 入手の際に特定個人情報が入り漏れ・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を解さない専用接続となっている。 ・権限を有する職員のみが情報照会を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な照会が無いことを適宜確認する。 ・情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。 ・操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・ソフトウェアは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が入り漏れ・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。</p> <p>そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログや認証ログなどから、不正な提供が行われていないことを適宜確認する。 ・操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。 ・特定個人情報の提供が認められている事務であることを確認した上で、情報提供ネットワークシステムとの接続を許可する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェア(中間サーバー・プラットフォームの機能を実現するソフトウェア)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を介さない専用線接続となっている。 ・権限を有する職員のみが情報提供を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。 ・中間サーバーへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な提供が無いことを適宜確認する。 ・情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。 ・操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<足立区における措置> 提供方式を情報提供ネットワークシステムによる提供に限定することで、誤った相手に提供してしまうリスクを軽減する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

<p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><足立区における措置> ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない措置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>
<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><足立区における措置> ・ネットワークシステムの設定により、サーバーへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、遠隔地に電送して保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>		
<p>再発防止策の内容</p>		

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	サーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	氏名、住所等の情報については、既存住記システムを介して、常に最新情報に更新している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<足立区における措置> 届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p><足立区における措置> ・実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p><足立区における措置> ・全項目評価書の記載内容について、個人情報保護委員会が発行するガイドラインに基づき、定期的に外部監査を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p><足立区における措置> ・職員に対し、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修等を実施する。 ・事業者には、事業の従事者に対し、委託契約の仕様に個人情報保護や情報セキュリティに関する教育又は研修の実施を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。また、全従業員に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	足立区政策経営部 区政情報課 情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225
②請求方法	法令等で定める様式による書面の提出により開示・停止・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	開示請求の手続きについては、以下のホームページに掲載している。 http://www.city.adachi.tokyo.jp/kuse/ku/mado/joho-kajisekyu.html
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種事務ファイル
公表場所	https://www.city.adachi.tokyo.jp/kuse/kusei-kojinnjouhoufile.html
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	・足立区 衛生部 保健予防課 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所南館2階 電話: 03-3880-5094
②対応方法	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、政策経営部 区政情報課 情報公開担当に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	足立区パブリックコメント実施要綱に基づき、意見公募手続きを実施し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和6年11月26日から令和6年12月25日まで
③期間を短縮する特段の理由	該当なし
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年2月(予定)
②方法	足立区情報公開・個人情報保護審議会の小委員会において点検を受ける。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	I 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／②VRS:システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出／死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出／死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象にもなり得るものと考えられているため、本評価書の内容は事後評価とする。
令和3年12月20日	I 基本情報／5. 個人番号の利用／法令上の根拠	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	同上
令和3年12月20日	I 基本情報／(別添1)事務の内容	—	※予防接種証明書の電子交付アプリについて追記。	事後	同上
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／②入手方法／その他	ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) ・サービス検索・電子申請機能 	事後	同上
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／③入手の時期・頻度	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 	事後	同上
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人情報の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号) ・足立区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・足立区からの転出者について、他市区町村へ当区での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	事後	同上
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／⑤本人への明示	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	事後	同上
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／⑧使用方法	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・足立区からの転出者について、転出先市区町村へ足立区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・足立区からの転出者について、転出先市区町村へ足立区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	同上
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／⑧使用方法／情報の突合	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区からの転出者について、足立区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。) 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区からの転出者について、足立区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。 	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特手個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項2	特定個人情報ファイルの管理	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特手個人情報ファイルの取扱いの委託／①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特手個人情報ファイルの取扱いの委託／②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲／その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	同上
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特手個人情報ファイルの取扱いの委託／④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法／その他	LGWAN回線を用いた提供	LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	同上
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	事後	同上
令和3年12月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／リスク1: 目的外の入手が行われるリスク／対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手</p> <p>接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>④マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>③転出元市区町村からの接種記録の入手</p> <p>当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手</p> <p>接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	同上
令和3年12月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク1: 目的外の入手が行われるリスク／必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	—	<p><ワクチン接種記録システム等における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク1: 目的外の入手が行われるリスク／対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、住民記録システムと連携して転入者を抽出し、対象者以外の情報は取得しない。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、住民記録システムと連携して転入者を抽出し、対象者以外の情報は取得しない。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を他市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	同上
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>	事後	同上
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク／入手の際の本人確認の措置の内容	—	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>	事後	同上
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク／特定個人情報の正確性確保の措置の内容	—	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>	事後	同上
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク／リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	同上
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／3. 特定個人情報の使用／特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・足立区からの転出者について、足立区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・足立区からの転出者について、足立区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／情報保護管理体制の確認	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 足立区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 足立区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	同上
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転／リスク2・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 足立区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 足立区への転入者について、他市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	事後	同上
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転／リスク3・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク／リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 足立区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 足立区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</p>	事後	同上
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。</p> <p>・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。</p> <p>具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。</p> <p>・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。</p> <p>具体的には、足立区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／⑥技術的対策／具体的な対策の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された足立区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された足立区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事後	同上
令和3年12月20日	Ⅳ その他のリスク対策／3. その他のリスク対策	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	同上
令和4年7月26日	基本情報／ 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／②VRS:システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出／死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出／死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 	事後	同上
令和4年7月26日	I 基本情報／(別添1)事務の内容	—	※予防接種証明書のコンビニ交付の実施について追記	事後	同上
令和4年7月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／②入手方法／その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) ・サービス検索・電子申請機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) ・サービス検索・電子申請機能 ・コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム 	事後	同上
令和4年7月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／⑤本人への明示	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月26日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特手個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和4年7月26日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特手個人情報ファイルの取扱いの委託／①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和4年7月26日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特手個人情報ファイルの取扱いの委託／②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲／その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	同上
令和4年7月26日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特手個人情報ファイルの取扱いの委託／④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法／その他	LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	同上
令和4年7月26日	II 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／①保管場所	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	事後	同上
令和4年7月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク1: 目的外の入手が行われるリスク／対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	同上
令和4年7月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク1: 目的外の入手が行われるリスク／必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>	事後	同上
令和4年7月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク／入手の際の本人確認の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>	事後	同上
令和4年7月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク／特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>	事後	同上
令和4年7月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク／リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／情報保護管理体制の確認	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>足立区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>足立区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	同上
令和4年7月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／⑥技術的対策／具体的な対策の内容	<p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。・論理的に区分された足立区の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。・論理的に区分された足立区の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事後	同上
令和4年8月8日	I 基本情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の内容	<p>○予防接種予診票の発送</p> <p>予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、翌月に接種対象年齢と足立区に住民登録するものを抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。</p> <p>封入封緘された通知は各郵便局支店ごとに分類・梱包し、毎月月末の営業日に郵便局に持ち込む。</p>	<p>○予防接種予診票の発送</p> <p>予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、基本的に接種対象月の前月に足立区に住民登録されているものを抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。</p> <p>封入封緘された通知は各郵便局支店ごとに分類・梱包し、郵便局に持ち込む。</p>	事後	同上
令和4年8月8日	I 基本情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の内容	<p>○予防接種実施報告書の送付</p> <p>他自治体の長から、定期予防接種の実施依頼を受けた者へ予防接種を実施した際、依頼元の自治体の長へ報告書を送付する。報告書には予防接種予診票の写しを添付する。</p>	(削除)	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／④記録される項目	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報、その他識別情報：対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報：対象者の接種日時点の年齢、居住地等を把握するために保有 ・健康・医療関係情報：接種した予防接種の種類、ワクチン名、LotNo等を把握するために保有 ・障害者福祉関係情報、及び生活保護・社会福祉関係情報：接種の自己負担区分を正確に把握するために保有 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報、その他識別情報：対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報：対象者の接種日時点の年齢、居住地等を把握するために保有 ・健康・医療関係情報：接種した予防接種の種類、ワクチン名、LotNo等を把握するために保有 ・障害者福祉関係情報、及び生活保護・社会福祉関係情報：接種の対象者等を正確に把握するために保有 	事後	同上
令和4年8月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民関係情報については、適正に予防接種情報を管理するために日時で連携している。 ・生活保護情報、中国帰国者支援受給者データ情報及び障害者情報については、高齢者肺炎球菌予防接種事業において費用区分を判断するうえで必要なため、年2回取得している。 ・予防接種に関する記録は予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8に基づき、記録の作成、保管を行っている。 ・給付に関する申請情報は予防接種法施行規則第10条、第11条及び第11条の4に基づいて取得する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・足立区からの転出者について、他市区町村へ当区での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民関係情報については、適正に予防接種情報を管理するために日時で連携している。 ・生活保護情報、中国帰国者支援受給者データ情報及び障害者情報については、高齢者肺炎球菌予防接種事業および高齢者インフルエンザ予防接種事業において対象者抽出等を行ううえで必要なため、年2回取得している。 ・予防接種に関する記録は予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8に基づき、記録の作成、保管を行っている。 ・給付に関する申請情報は予防接種法施行規則第10条、第11条及び第11条の4に基づいて取得する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・足立区からの転出者について、他市区町村へ当区での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	事後	同上
令和5年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手／リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク／特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)ににおけるそのリスクに対する措置	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市区町村が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 	事後	同上
令和5年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／3. 特定個人情報の使用／リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク／ユーザ認証の管理／具体的な管理方法	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市区町村が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。 	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／3. 特定個人情報の使用／リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク／アクセス権限の発効・失効の管理／具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最低限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動／退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動／退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員について、異動／退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事後	同上
令和5年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／3. 特定個人情報の使用／リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク／アクセス権限の管理／具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	同上
令和5年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／3. 特定個人情報の使用／リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク／特定個人情報の使用の記録／具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	事後	同上
令和6年11月26日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システム3 ②システムの機能	1. 団体内統合宛名(利用)管理機能 足立区において個人を識別するための団体内統合宛名(利用)番号と事務および保有する特定個人情報を紐付け、その情報の管理を行う。 ・団体内統合宛名(利用)番号の符番管理 ・個人番号利用事務と特定個人情報ファイルの紐付け ・個人特定のためのデータ照合機能(名寄せ管理機能) 2. 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する。 ・文字コード変換機能 ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイルの登録 ・符号の取得要求 ・中間サーバー・プラットフォームからの氏名、性別、生年月日、住所(以下「4情報」という。)照会への応答	1. 団体内統合宛名(利用)管理機能 足立区における個人を識別するための団体内統合宛名(利用)番号と事務の管理を行う。 ・団体内統合宛名(利用)番号の符号管理 2. 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する。 ・文字コード変換機能 ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイルの登録 ・符号の取得要求 ・中間サーバーからの4情報照会への応答 ・自動応答不可・不開示フラグの中継	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	システム4	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	システム5	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅰ 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項【新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務】 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条	事後	法律の改正により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【情報照会にかかる法令根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の16の2項関係：第12条の2（予防接種関係情報） 別表第二の17項関係：第12条の3（医療保険給付支給関係情報） 別表第二の18項関係：第13条（地方税・住民票関係情報） 別表第二の19項関係：第13条の2（特別児童扶養手当等関係情報） 【情報提供にかかる法令根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、16の3 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の16の2項関係：第12条の2（予防接種関係情報） 別表第二の16の3項関係：第12条の2の2（予防接種関係情報）	1 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表14の項	事後	法律の改正により
令和6年11月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課	衛生部 保健予防課	事後	評価実施部署の変更
令和6年11月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	衛生部 保健予防課長	事後	評価実施部署の変更
令和6年11月26日	別添1 事務の内容	(略)	システム構成図において、ガバメントクラウドの範囲を明示	事前	重要な変更
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	-	「<共通機能(団体内統合宛名機能)> 保健衛生システム及び中間サーバーとの連携を行うため、特定個人情報ファイルにおいて、接種者の情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携を必要がある。」を追記	事前	重要な変更
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	その他(・生活保護・社会福祉関係情報を担当課から情報システム経由で入手・ワクチン接種記録システム(VRS))	その他(・生活保護・社会福祉関係情報を担当課から情報システム経由で入手)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)・サービス検索・電子申請機能・コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・足立区からの転出者について、他市区町村へ当区での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・他自治体から入手する場合：番号法第19条第7号に基づき、法定事務として本人に明示することなく入手している。 ・医療機関又は本人から入手する場合：本人等が記入する予診票等に署名を得る際、接種記録が区へ提出されることを明記している(予防接種法施行令第6条の2)。 ・健康被害の認定に係る給付申請の場合：申請する際は予防接種法施行規則第10条及び第11条及び第11条の4に基づき、法定事務として本人に明示することなく入手している。	・他自治体から入手する場合：番号法第19条第8号に基づき、法定事務として本人に明示することなく入手している。 ・健康被害の認定に係る給付申請の場合：申請する際は予防接種法施行規則第10条及び同第11条に基づき、法定事務として本人に明示することなく入手している。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・足立区からの転出者について、転出先市区町村へ足立区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 足立区からの転出者について、足立区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	2件	1件	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(保健衛生システム端末の直接操作)	その他(受託者の社内アクセスルーム端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする)	事前	重要な変更
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号(別表第二の16の2の項)<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・番号法第19条第15号	番号法第19条第8号(別表14の1の項)	事後	法律の改正により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ③提供する情報	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ⑥提供方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ⑦時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・足立区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号(別表第二の16の3の項)	番号法第19条第8号(別表14の1の項)	事後	法律の改正により
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	<足立区における措置> ・特定個人情報が記録されるデータベースは、厳重な入退出管理を行っている区画の施設可能なラックに設置されたサーバー内のディスクおよびストレージに保管され、物理的なアクセスを制限している。 ・サーバーやデータベースには、許可された者以外がアクセスできないよう、管理者による認証と許可を必要としている。	自庁内にデータを保管しなくなることから、左記の2点は削除	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	-	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	5年	20年以上	事後	期間の修正
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	予防接種法施行令第6条の2で5年間保存しなければならないことが明記されているため。	予防接種に関する記録は、予防接種法施行規則第3条で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。	事後	期間の修正
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<足立区における措置> ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された特定個人情報が不正に読み出されないよう、物理的破壊または専用ソフトで完全に消去を行う。	<足立区における措置> ・届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	-	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記	事前	重要な変更
令和6年11月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、区住記システムに入力された情報を、庁内連携システムで取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	足立区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、既存住記システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置> <ワクチン接種記録システム等における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	保健衛生システムを利用する職員を特定し、ICカードとパスワードによる二要素認証を実施する。認証後はシステムの権限設定機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法での入手が行えない対策を実施している。	足立区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているガバメントクラウド上のサーバ間通信に限定することで、安全を担保している。	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置> <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、区住記システムに入力した情報を、庁内連携システムで取得する方法により正確性を確保している。	足立区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、区住記システムに入力した情報を、庁内連携システムで取得する方法により正確性を確保している。	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	<個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置> <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【システム】保健衛生システムはインターネットに接続されていない閉鎖的なネットワークである既存住民情報系ネットワークに接続されており、外部システムとは接続されていない。	【システム】 足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバメントクラウド上のサーバ間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク 特定個人情報の入手における その他のリスク及びその リスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐付け が行われるリスク 宛名システム等における措置 の内容	・情報連携プラットフォームは、番号法別表第1および関係主務省令に定められた事務を担当する部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みである。また、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとなっており、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・情報連携プラットフォームへは、権限のない者の接続は認めない。	・共通機能(団体内統合宛名機能)は、番号法別表および関係主務省令に定められた事務を担当する部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みである。また、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとなっており、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・共通機能(団体内統合宛名機能)へは、権限のない者の接続は認めない。	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐付け が行われるリスク 事務で使用するその他の システムにおける措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によつて 不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によつて 不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の 管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・使用履歴を残しておくことで、事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。	・アクセスログを残しておくことで、事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託業者(再委託業者を含む。)に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。	・個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ・端末は、原則、外部媒体を使用することができない仕組みとなっている。ただし、許可された端末のみ外部媒体を使用することができる。	事後	重要な変更当たらない内容の修正
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	-	「・委託仕様書に「個人情報に係る契約約款別紙」、「個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施について」及び「特定個人情報の安全管理措置に関する特記事項」について遵守することと記載しており、その実施状況を検査し報告することを委託者に課している。」を追記	事後	重要な変更当たらない内容の修正
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	5. 特定個人情報の提供・移転	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれていない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームと庁内連携システム、衛生システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。	<保健衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームと庁内連携システム、衛生システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク、サーバー間通信及びガバナメントクラウドとの専用線接続に限定されるため、安全が確保されている。	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入手した特定個人情報と異なるリスク リスクに対する措置の内容	<衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置> ・情報照会にあたっては、中間サーバー・プラットフォームから入手した特定個人情報が庁内連携システム、衛生システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手にあたって特定個人情報が不正確となることはない。	<保健衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置> ・情報照会にあたっては、中間サーバー・プラットフォームから入手した特定個人情報が庁内連携システム、保健衛生システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手にあたって特定個人情報が不正確となることはない。	事後	重要な変更当たらない内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<足立区における措置> ・衛生システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットと接続されている庁内ネットワークとは分離されており、その境界はルーターおよびファイアウォールにより相互の通信が行えないよう制御を行っている。 なお、基幹系ネットワークは、インターネットとの接続を禁止している。	<足立区における措置> ・保健衛生システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を解さない専用接続となっている。	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<足立区における措置> ・既存住記システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットと接続可能な庁内ネットワークとは物理的に分離されており、相互の通信が行えないようになっている。	<足立区における措置> ・保健衛生システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を解さない専用接続となっている。	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・特定個人情報を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	-	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	-	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	住基法第8条(住民票の記載等)の規定により削除された住民票について、住基法施行令第34条(保存)において定める期間(150年間)、システム上にて保管する。	サーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	事後	重要な変更に当たらない内容の修正
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保している。	氏名、住所等の情報については、既存住記システムを介して、常に最新情報に更新している。	事後	重要な変更に当たらない内容の修正
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	<個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存続するリスク 消去手順 手順の内容	・磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去している。 <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置> ・LGWAN端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存続するリスク 消去手順 手順の内容	—	<足立区における措置> 届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	—	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記	事前	重要な変更
令和6年11月26日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅳその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅳその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	—	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記	事前	重要な変更
令和6年11月26日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている 予防接種事務ファイル https://www.city.adachi.tokyo.jp/kuse/kusei-kojinnjouhoufile.html	事後	法律の改正により
令和6年11月26日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・足立区 衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課 〒120-0011 東京都足立区中央本町一丁目5番3号 足立保健所2階 電話:03-3880-5449	・足立区 衛生部 保健予防課 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所南館2階 電話:03-3880-5094	事後	連絡先の変更
令和6年11月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人または本人の代理人	[]本人または本人の代理人	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・生活保護情報、中国帰国者支援受給者データ情報及び障害者情報については、高齢者肺炎球菌予防接種事業および高齢者インフルエンザ予防接種事業において対象者抽出等を行ううえで必要なため、年2回取得している。 ・予防接種に関する記録は予防接種法施行規則第2条の7に基づき、記録の作成、保管を行っている。 ・給付に関する申請情報は予防接種法施行規則第10条及び同第11条に基づいて入手する。	・生活保護情報、中国帰国者支援受給者データ情報及び障害者情報については、高齢者肺炎球菌予防接種事業、新型コロナワクチン予防接種事業および高齢者インフルエンザ予防接種事業において対象者抽出等を行ううえで必要なため、年2回取得している。 ・予防接種に関する記録は予防接種法施行規則第3条に基づき、記録の作成、保管を行っている。 ・給付に関する申請情報は予防接種法施行規則第10条及び同第11条に基づいて入手する。	事後	重要な変更にならない内容の修正
令和6年11月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・他自治体から入手する場合: 番号法第19条第8号に基づき、法定事務として本人に明示することなく入手している。 ・医療機関又は本人から入手する場合: 本人等が記入する予診票等に署名を得る際、接種記録が区へ提出されることを明記している。 ・健康被害の認定に係る給付申請の場合: 申請する際は予防接種法施行規則第10条及び同第11条に基づき、法定事務として本人に明示することなく入手している。	・他自治体から入手する場合: 番号法第19条第8号に基づき、法定事務として本人に明示することなく入手している。 ・健康被害の認定に係る給付申請の場合: 申請する際は予防接種法施行規則第10条及び同第11条に基づき、法定事務として本人に明示することなく入手している。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・窓口で個人番号を入手する場合は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁行の資格証等及び個人番号確認書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足立区は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

保健衛生システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として、業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

東京都足立区長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>足立区は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法第19条第8号に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票発行等 ⑤予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給
③システムの名称	保健衛生システム、中間サーバー・プラットフォーム、共通機能(団体内統合宛名機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 1 番号法第9条第1項 別表の126の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)・第67条の2 3 番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)・省令第2条の表 25,26,27,28,29,153,154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	衛生部 足立保健所感染症対策課
②所属長の役職名	衛生部 足立保健所感染症対策課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	足立区政策経営部区政情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	足立区衛生部足立保健所感染症対策課 〒120-0011 足立区中央本町一丁目5番3号 03-3880-5372
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法第19条第8号に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③システムの名称	情報連携プラットフォーム	共通機能(団体内統合宛名機能)	事前	
令和6年11月26日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2	1 番号法第9条第1項 別表の126の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第5号) ・第67条の2 3 番号法第19条第6号	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供、及び照会の根拠) 別表第二の115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供、及び照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)	1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) ・省令第2条の表 25,26,27,28,29,153,154の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月26日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	足立区衛生部感染症対策課	衛生部 足立保健所感染症対策課	事後	
令和6年11月26日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	感染症対策課長	衛生部 足立保健所感染症対策課長	事後	
令和6年11月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数いつ時点の件数か	令和3年1月27日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の件数か	令和3年1月27日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月26日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	十分である	提供・移転しない	事後	
令和6年11月26日	IV リスク対策 9. 監査	自己点検	外部監査	事後	

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足立区は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

保健衛生システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として、業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

東京都足立区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の内容 ※	<p>足立区は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法第19条第8号に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票発行等 ⑤予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	保健衛生システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者抽出機能: 予防接種対象者を抽出する。 ・予防接種入力機能: 個人の予防接種の情報を入力する。 ・予防接種情報取込: 予防接種のパンチデータを取込する。 ・予防接種照会: 予防接種の履歴を照会する。 ・予診票出力: 転入者等の予診票を印刷する。 ・接種履歴票出力: 個人の予防接種の接種履歴を印刷する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2～5

システム2

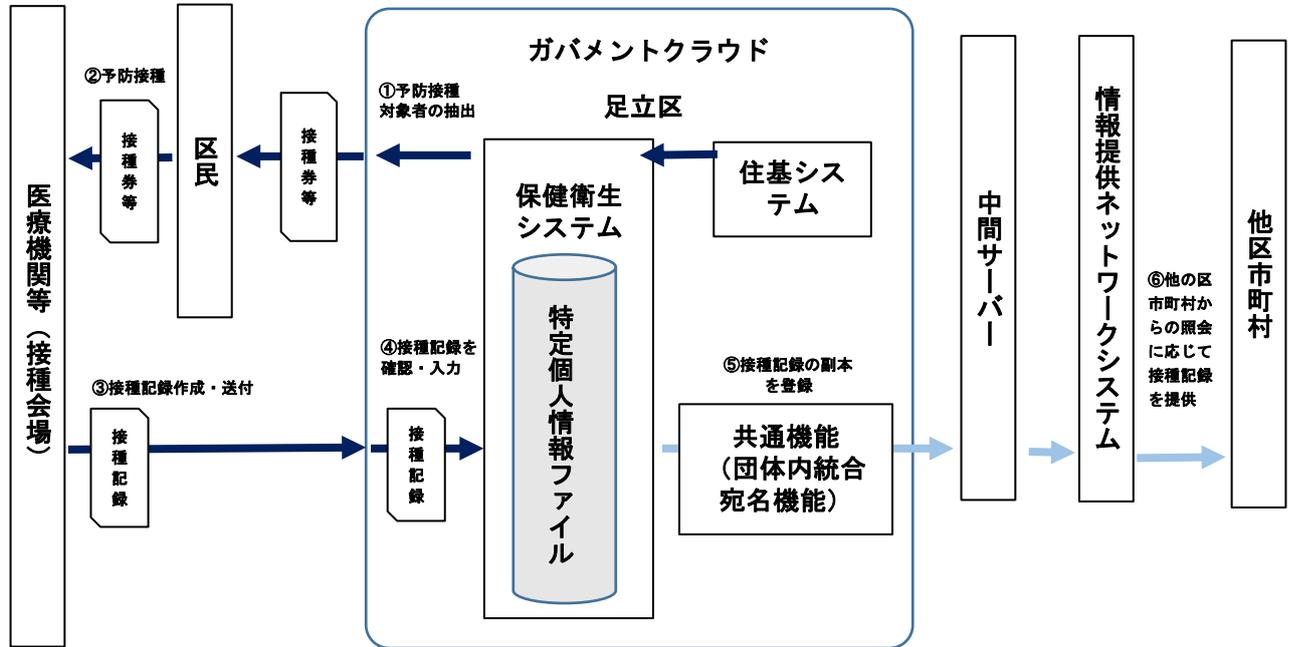
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
	<p>※中間サーバー・プラットフォームは、地方公共団体情報システム機構(JLIS)が整備するハードウェアと、国(総務省)が整備する中間サーバー・ソフトウェアから成る。以降の説明において、とくに明記していない場合は、「中間サーバー・プラットフォーム」は中間サーバー・ソフトウェアを含んで機能するシステムを表す。</p>

<p>②システムの機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、情報連携プラットフォーム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ・セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 ・職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ・システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。 		
<p>③他のシステムとの接続</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 () </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム		
<p>システム3</p>			
<p>①システムの名称</p>	<p>共通機能(団体内統合宛名機能) ※旧「情報連携プラットフォーム」</p>		
<p>②システムの機能</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名(利用)管理機能 足立区において個人を識別するための団体内統合宛名(利用)番号の管理を行う。 ・団体内統合宛名(利用)番号の符番管理 2 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する。 ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイルの登録の中継 ・符号の取得要求 ・中間サーバー・プラットフォームからの氏名、性別、生年月日、住所(以下「4情報」という。)照会への応答 ・自動応答不可・不開示フラグの中継(団体内統合宛名番号単位) 		
<p>③他のシステムとの接続</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (保健衛生システム、福祉総合システム等) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (保健衛生システム、福祉総合システム等)	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (保健衛生システム、福祉総合システム等)	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム		

システム4	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを活用することにより、対象者を迅速に把握し、予防接種を実施することが可能となる。
②実現が期待されるメリット	新型インフルエンザ等蔓延防止
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の126の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第5号) ・第67条の2 3 番号法第19条第6号
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) ・省令第2条の表 25,26,27,28,29,153,154の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	衛生部 足立保健所感染症対策課
②所属長の役職名	衛生部 足立保健所感染症対策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の全体システム



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく接種対象者
その必要性	予防接種に関する業務実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報: 対象者の接種日時点の年齢、居住地等を把握するために保有 ・健康・医療関係情報: 接種した予防接種の種類、ワクチン名、LotNo.等を把握するために保有 ・障害者福祉関係情報、及び生活保護・社会福祉関係情報: 接種の自己負担区分を正確に把握するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月1日
⑥事務担当部署	衛生部 足立保健所感染症対策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (障害者福祉関係情報、及び生活保護・社会福祉関係情報を担当課から情報システム課経由で入手) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	接種対象者の接種要件等を確認する都度	
④入手に係る妥当性	予防接種に関する業務実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
⑤本人への明示	本人又は本人の代理人からの入手がないため、該当なし	
⑥使用目的 ※	接種対象者の接種要件等を把握するため	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	衛生部 足立保健所感染症対策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	I 対象者抽出事務: 対象者を抽出する。 II 予防接種管理事務: 個人の予防接種の接種情報を入力する。 III 予防接種情報取込: 予防接種の接種情報(パンチデータ)を取込する。 IV 予防接種照会事務: 住民からの問い合わせなど、接種別や接種履歴を照会し、回答する。 V 転入者処理: 転入者があった場合、過去の接種歴などから予防接種の予診票を印刷する。	
	情報の突合 ※	・4情報を確認して、対象者を決める。【上記Ⅰ】 ・4情報を確認して、接種済み対象者の情報とシステム上のその他内部番号と突合し、予防接種の接種有無を管理する。【上記Ⅱ、Ⅲ】 ・区民からの問い合わせ時、4情報や住民票関係情報と突合し、接種別や全接種の履歴を照会し、回答する。【上記Ⅳ】 ・住民票関係情報と突合して、転入者の把握、過去の接種歴などから予防接種の予診票を印刷する。【上記Ⅴ】
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日	令和3年3月12日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	保健衛生システム運用管理業務
①委託内容	保健衛生システムの運用管理、バッチ処理、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
その妥当性	システムの運用管理、およびバッチ処理を行う上で、特定個人情報ファイルを扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input checked="" type="checkbox"/>]その他 (受託者の社内アクセスルーム端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする)
⑤委託先名の確認方法	下記「⑥委託先名」に記載のとおり。
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの
①法令上の根拠	1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) ・省令第2条の表
②提供先における用途	主務省令で定める用途
③提供する情報	主務省令で定める利用特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p><足立区における措置> ・届出書等の紙媒体については、施錠ができるキャビネットに保管している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が設置するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p style="text-align: center;">[20年以上]</p>
	その妥当性	<p>予防接種に関する記録は、予防接種法施行規則第3条で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。</p>
③消去方法		<p><足立区における措置> ・届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【住民情報】

整理番号、個人番号、履歴番号、カナ氏名、漢字氏名、本名カナ氏名、本名漢字氏名、通称カナ氏名、通称漢字氏名、漢字併記カナ氏名、生年月日、性別、町番号、番地、枝番、小枝、郵便番号、住所、方書、続柄、世帯番号、世帯主カナ氏名、世帯主漢字氏名、住登外区分、住民でなくなった日、最新異動区分、最新異動日、最新異動届出日、住民異動区分、住民異動日、取消区分、転入前住所、転入前方書、転出後住所、転出後方書、電話番号、FAX番号、携帯番号、

【予防接種結果】

接種名称区分、期回数区分、履歴番号、年度、事業予定連番、接種日、実施時間、会場区分、会場区分その他、接種種別区分、登録日、接種医療機関番号、接種医療機関番号その他、接種区分、Lot番号、接種量、印刷区分、印刷日、発送日、予診理由区分、接種補足区分、予診票再発行フラグ、予診票再発行枚数、予診票再発行日、依頼書印刷区分、依頼書印刷日、証明書印刷区分、証明書印刷日、予診医医療機関番号、備考、予診番号、登録支所区分、抽出日、印刷連番、予診票番号、依頼書発行元、依頼書受付日、依頼番号、実施報告書印刷日、請求年月、経過措置、予診票発行部署、備考

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、区住記システムに入力された情報を、庁内連携システムで取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	庁内連携システムを介した情報の入手について、対象事務で必要な情報以外を参照できないようにする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手については、入退室管理をしているガバメントクラウド上のサーバ間通信に限定することで、安全を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	—
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号は庁内連携システムから連携され、基本4情報や予防接種情報と自動的に関連付けて登録される仕組みを取ることで真正性を確保している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・基本4情報、その他の住民票関係関係情報の入手は、区住記システムに入力した情報を、庁内連携システムで取得する方法により正確性を確保している。 ・予防接種情報については予診票をパンチ入力によりデータ化してシステムに登録する。入力はペリファイ入力を採用することで正確性を確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手は、入退室管理をしているガバメントクラウド上のサーバ間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ・保健衛生システムでの情報の入手については決められた仕様に基づく連携での入手に限定することで情報漏えい・紛失等を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・共通機能(団体内統合宛名機能)は、番号利用法別表および関係主務省令に定められた事務を担当する部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みである。また、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとなっており、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・共通機能(団体内統合宛名機能)へは、権限のない者の接続は認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	区民情報系基盤システムより入手する情報項目は、足立区情報公開・個人情報審議会の承認を得た情報項目(事務に必要なもの)のみに限定しており、事務に必要なでない情報との紐付けはできないよう設計している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・保健衛生システムの利用の際には、二要素認証を必要としているため、ログイン権限のない者は保健衛生システムを使用できない。また、保健衛生システム内の各機能の利用権限は、ログインIDに対して付与しているため、権限のない者は当該業務を行うことができない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・年度当初に、システムの各機能を利用する職員のIDや二要素認証カードの新規発行、更新、削除を行う。 ・年度当初以外の時期に異動が生じた場合は、都度、追加・削除を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ID及び権限設定については、システム管理者のみが操作できる仕組みとしている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システム内で特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログを残しておくことで、事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託業者(再委託業者を含む。)に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ・端末は、原則、外部媒体を使用することができない仕組みとなっている。ただし、許可された端末のみ外部媒体を使用することができる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託仕様書に「個人情報に係る契約約款別紙」、「個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施について」及び「特定個人情報の安全管理措置に関する特記事項」について遵守することと記載しており、その実施状況を検査し報告することを受託者に課している。 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限等の設定をIDごとに行い、システム上で操作を制限する。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧／更新権限の設定をIDごとに行い、システム上で操作を制限する。 システム内で特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム内で特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書にて委託事業者から第三者へ個人情報を提供することを禁止している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書内にてルールを明確化している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約書にて委託事業者から第三者へ個人情報を提供することを禁止している。 契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定める。 <ul style="list-style-type: none"> 第三者への提供、開示、漏えいの禁止 目的外利用の禁止 無断複製の禁止 契約終了後の返還、廃棄、消去 セキュリティ事故発生時の報告 安全管理体制の報告、資料提出 厳重な保管 再委託に係る規定 公表措置及び損害賠償義務に係る規定 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の照会が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・中間サーバーへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・中間サーバーへの処理要求のログや認証ログなどから、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。 ・操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。 ・特定個人情報の照会が認められている事務であることを確認した上で、情報提供ネットワークシステムとの接続を許可する。 ・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、職員および関係者への周知を実施する。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェア(中間サーバー・プラットフォームの機能を実現するソフトウェア)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバー・ソフトウェアを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><保健衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームと庁内連携システム、保健衛生システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク、サーバー間通信及びガバメントクラウドとの専用線接続に限定されるため、安全が確保されている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・ソフトウェアは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><保健衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会にあたっては、中間サーバー・プラットフォームから入手した特定個人情報が庁内連携システム、保健衛生システムへの登録の際に誤った状態で登録されないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手にあたって特定個人情報が不正確となることはない。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・ソフトウェアは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を介さない専用線接続となっている。 ・権限を有する職員のみが情報照会を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な照会が無いことを適宜確認する。 ・情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。 ・操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・ソフトウェアは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログや認証ログなどから、不正な提供が行われていないことを適宜確認する。 ・操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。 ・特定個人情報の提供が認められている事務であることを確認した上で、情報提供ネットワークシステムとの接続を許可する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェア(中間サーバー・プラットフォームの機能を実現するソフトウェア)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を介さない専用線接続となっている。 ・権限を有する職員のみが情報提供を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。 ・中間サーバーへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な提供が無いことを適宜確認する。 ・情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。 ・操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p>

	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><足立区における措置></p> <p>提供方式を情報提供ネットワークシステムによる提供に限定することで、誤った相手に提供してしまうリスクを軽減する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している</p> <p>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	[十分に整備している]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	[十分に整備している]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>

④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <足立区における措置> ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はマシン室内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <足立区における措置> ・足立区とガバメントクラウド間は専用回線を敷き、サーバーへのアクセスを制限している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	サーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	氏名、住所等の情報については、既存住記システムを介して、常に最新情報に更新している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<足立区における措置> 届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		<足立区における措置> ・実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		<足立区における措置> ・全項目評価書の記載内容について、個人情報保護委員会が発行するガイドラインに基づき、定期的に外部監査を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<足立区における措置> ・職員に対し、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修等を実施する。 ・事業者には、事業の従事者に対し、委託契約の仕様に個人情報保護や情報セキュリティに関する教育又は研修の実施を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	足立区政策経営部区政情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225
②請求方法	法令等で定める様式による書面の提出により開示・停止・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	開示請求の手続きについては、以下のホームページに掲載している。 http://www.city.adachi.tokyo.jp/kuse/ku/mado/joho-kaijisekyu.html
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料はかからないが、写しを交付する場合は実費の負担が生じる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	足立保健所感染症対策課 郵便番号120-0011 足立区中央本町一丁目5番3号 電話: 足立保健所感染症対策課 03-3880-5372
②対応方法	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、政策経営部区政情報課情報公開担当に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	足立区パブリックコメント実施要綱に基づき、意見公募手続きを実施し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和6年11月26日から令和6年12月25日まで
③期間を短縮する特段の理由	なし
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年2月(予定)
②方法	足立区情報公開・個人情報保護審議会の小委員会において点検を受ける。
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法第19条第8号に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	情報連携プラットフォーム	共通機能(団体内統合宛名機能)	事前	
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1. 団体内統合宛名(利用)管理機能 足立区において個人を識別するための団体内統合宛名(利用)番号と事務および保有する特定個人情報を紐付け、その情報の管理を行う。 ・団体内統合宛名(利用)番号の符番管理 ・個人番号利用事務と特定個人情報ファイルの紐付け ・個人特定のためのデータ照合機能(名寄せ管理機能) 2. 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する。 ・文字コード変換機能 ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイルの登録 ・符号の取得要求 ・中間サーバー・プラットフォームからの氏名、性別、生年月日、住所(以下「4情報」という。)照会への応答	1 団体内統合宛名(利用)管理機能 足立区において個人を識別するための団体内統合宛名(利用)番号の管理を行う。 ・団体内統合宛名(利用)番号の符番管理 2 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する。 ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイルの登録の中継 ・符号の取得要求 ・中間サーバー・プラットフォームからの氏名、性別、生年月日、住所(以下「4情報」という。)照会への応答 ・自動応答不可・不開示フラグの中継(団体内統合宛名番号単位)	事前	
令和6年11月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2	1 番号法第9条第1項 別表の126の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) ・第67条の2 3 番号法第19条第6号	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供、及び照会の根拠) 別表第二の115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供、及び照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)	1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) ・省令第2条の表 25,26,27,28,29,153,154の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月26日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	衛生部 感染症対策課	衛生部 足立保健所感染症対策課	事後	
令和6年11月26日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	課長	衛生部 足立保健所感染症対策課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	別添1 事務の内容	(略)	システム構成図において、ガバメントクラウドの範囲を明示	事前	
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	衛生部 感染症対策課	衛生部 足立保健所感染症対策課	事後	
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	衛生部 感染症対策課	衛生部 足立保健所感染症対策課	事後	
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	接種者数、接種率等個人番号を用いず統計は実施。	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない	事後	
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報の取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	保健衛生システム端末の直接操作	受託者の社内アクセスルーム端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする	事前	
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者	特定個人番号利用事務を処理するものとして主務省令で定めるもの	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) ・省令第2条の表	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に掲げる事務を処理するため	主務省令で定める用途	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	主務省令で定める利用特定個人情報	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<足立区における措置> ・特定個人情報が記録されるデータベースは、厳重な入退室管理を行っている区画の施設可能なラックに設置されたサーバー内のディスクに保管され、物理的なアクセスを制限している。 ・サーバーやデータベースには、許可された者以外がアクセスできないよう、管理者による認証と認可を必要としている。	自庁内にデータを保管しなくなることから、左記の2点は削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	予防接種に関する正確な履歴を記録しておく必要がある。	予防接種に関する記録は、予防接種法施行規則第3条で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。	事後	文言の修正
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<足立区における措置> ・足立区情報セキュリティ対策に関する要綱第24条の規定に基づき、ディスク交換やハード更改等の際は、保存された特定個人情報が不正に読み出されないよう、物理的破壊または専用ソフトで完全に消去を行う。	<足立区における措置> ・届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	事前	
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所、③消去方法	—	「ガバメントクラウドにおける措置」を追記	事前	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	保健衛生システムを利用する職員を特定し、ICカードとパスワードによる二要素認証を実施する。認証後はシステムの権限設定機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法での入手が行えない対策を実施している。	足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手については、ガバメントクラウド上のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。	事前	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手については、外部と隔離された庁内ネットワークを介して行われる。	・足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手は、入退室管理をしているガバメントクラウド上のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ・保健衛生システムでの情報の入手については決められた仕様に基づく連携での入手に限定することで情報漏えい・紛失等を防止している。	事前	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	・情報連携プラットフォームは、番号法別表第1および関係主務省令に定められた事務を担当する部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みである。また、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとなっており、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・情報連携プラットフォームへは、権限のない者の接続は認めない。	・共通機能(団体内統合宛名機能)は、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとしており、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・共通機能(団体内統合宛名機能)へは、権限のない者の接続を認めない。	事前	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・保健衛生システムと住民基本台帳ネットワークシステム足立区CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。	区民情報系基盤システムより入手する情報項目は、足立区情報公開・個人情報審議会の承認を得た情報項目(事務に必要なもの)のみに限定しており、事務に必要な情報との紐付けはできないよう設計している。	事後	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク3:従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・システム内で特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。 ・職員に対してセキュリティに関する研修を行っている。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、個人情報保護についての誓約書の提出を求めている。またセキュリティ研修の実施も義務付けている。 ・違反行為を行った場合は、条例の罰則規定により措置を講じる。	・アクセスログを残しておくことで、事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託業者(再委託業者を含む。)に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。	事後	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報保護ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・システム内で特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。 ・管理権限を与えられた者以外、情報のファイル書き出しが行えない仕組みである。 ・職員に対しては、セキュリティに関する研修を行っている。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、個人情報保護についての誓約書の提出を求めている。またセキュリティ研修の実施も義務付けている。 ・違反行為を行った場合は、条例の罰則規定により措置を講じる。	・個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ・端末は、原則、外部媒体を使用することができない仕組みとなっている。ただし、許可された端末のみ外部媒体を使用することができる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	システムの運用等を委託するときは、足立区情報セキュリティ対策に関する要綱第41条の規定に基づき、外部委託事業者が守るべき内容等について説明を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。	・委託仕様書に「個人情報に係る契約約款別紙」、「個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施について」及び「特定個人情報の安全管理措置に関する特記事項」について遵守することと記載しており、その実施状況を検査し報告することを受託者に課している。 ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限等の設定をIDごとに行い、システム上で操作を制限する。	事後	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・委託事業者に対し、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 ・閲覧／更新権限の設定をIDごとに行い、システム上で操作を制限する。 ・システム内で特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。	・閲覧／更新権限の設定をIDごとに行い、システム上で操作を制限する。 ・システム内で特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。	事後	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供の禁止を契約書に明記する。	契約書にて委託事業者から第三者へ個人情報を提供することを禁止している。	事後	表現の修正
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・依頼書の作成は保健衛生システムを通じて作成するように運用上限定し、出力時に送付先・発行日時等を自動的に保健衛生システム内に記録する。 ・予診票の送付は処理を行う職員をあらかじめ限定し、情報提供を実施する。	委託契約書内にルールを明確化している。	事後	表現の修正
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・足立区情報セキュリティ対策に関する要綱第24条に基づき、ディスク交換やハード更改等の際は、保存された特定個人情報不正に読み出されないよう、物理的破壊または専用ソフトで完全に消去を行う。	・契約書にて委託事業者から第三者へ個人情報を提供することを禁止している。 ・契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。	事後	実際の運用に合わせて修正
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	<衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームと庁内連携システム、衛生システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。	<保健衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームと庁内連携システム、保健衛生システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク、サーバー間通信及びガバメントクラウドとの専用線接続に限定されるため、安全が確保されている。	事前	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	<衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置> ・情報照会にあたっては、中間サーバー・プラットフォームから入手した特定個人情報が庁内連携システム、衛生システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手にあたって特定個人情報が不正確となることはない。	<保健衛生システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置> ・情報照会にあたっては、中間サーバー・プラットフォームから入手した特定個人情報が庁内連携システム、保健衛生システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手にあたって特定個人情報が不正確となることはない。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	<足立区における措置> ・衛生システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットと接続されている庁内ネットワークとは分離されており、その境界はルーターおよびファイアウォールにより相互の通信が行えないよう制御を行っている。 なお、基幹系ネットワークは、インターネットとの接続を禁止している。	<足立区における措置> ・保健衛生システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を介さない専用線接続となっている。	事前	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	<足立区における措置> ・既存住記システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットと接続可能な庁内ネットワークとは物理的に分離されており、相互の通信が行えないようになっている。	・保健衛生システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を介さない専用線接続となっている。	事前	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	<足立区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。	自庁内にデータを保管しなくなることから、左記の2点は削除	事前	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	<足立区における措置> ・ネットワークシステムの設定により、サーバーへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、遠隔地に電送して保管している。	<足立区における措置> ・足立区とガバメントクラウド間は専用回線を敷き、サーバーへのアクセスを制限している。	事前	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策、⑥技術的対策	—	「ガバメントクラウドにおける措置」を追記	事前	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号	住基法第8条(住民票の記載等)の規定により削除された住民票について、住基法施行令第34条(保存)において定める期間(150年間)、システム上にて保管する。	サーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	事後	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保している。	氏名、住所等の情報については、既存住記システムを介して、常に最新情報に更新している。	事後	
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	・磁気ディスクの廃棄時は、足立区情報セキュリティ対策に関する要綱第24条に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去している。	<足立区における措置> 届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	—	「ガバメントクラウドにおける措置」を追記	事前	
令和6年11月26日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	—	「ガバメントクラウドにおける措置」を追記	事前	